

## リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について

水大気環境課

## 1 経過

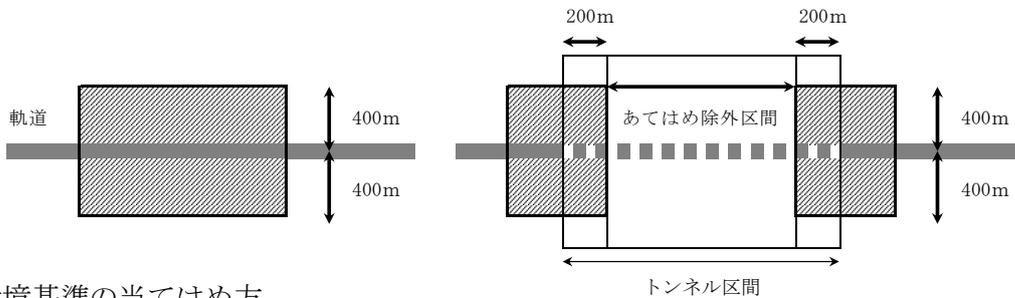
- 令和元年 5月28日 リニア中央新幹線沿線について、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の当てはめ方針を環境審議会へ諮問
- 6月～2月 リニア中央新幹線騒音専門委員会による審議（全5回）
- ・リニア実験線及び沿線地域の現地視察
  - ・指定幅、都市計画法の用途地域以外の当てはめ方針の検討
- 令和2年 3月18日 環境審議会答申
- 4～10月 答申に基づいて類型を当てはめる地域を検討し、環境省・沿線市村等関係機関と調整
- 令和2年11月24日 県報告示

## 2 答申の概要

## ○地域類型指定の範囲

	リニア中央新幹線	北陸新幹線
軌道中心からの距離	400m <sup>※</sup>	300m
トンネル区間の設定 (出入口からの距離)	200m	150m

※沿線他県も同様に軌道中心から400mを設定



## ○環境基準の当てはめ方

地域類型	環境基準	当てはめる地域の区分	
		都市計画法の用途地域	用途地域以外
I	70dB 以下	住居専用地域、住居地域	主として住居の用に供されている地域などⅡ以外の地域
Ⅱ	75dB 以下	商業地域、工業地域等	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に相当する地域
指定しない		工業専用地域	河川区域、住居の存在しない山林・原野・農用地等

## ・付帯意見

用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮したうえで、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定すること。

### 3 指定地域

地域類型	基準値	市村	類型を当てはめる沿線地域
I	70dB	飯田市	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 付表の飯田市の項の地域
		下伊那郡喬木村	付表の喬木村の項の地域
		下伊那郡豊丘村	付表の豊丘村の項の地域
II	75dB	飯田市	近隣商業地域、準工業地域

#### 付表

左欄	右欄
飯田市	飯田市のうち、次に掲げる地域
	ア 大休の一部
	イ 上郷黒田の一部
	ウ 上郷飯沼の一部
	エ 座光寺の一部
喬木村	下伊那郡喬木村のうち、次に掲げる地域
	ア 阿島の一部
豊丘村	下伊那郡豊丘村のうち、次に掲げる地域
	ア 大字神稲の一部

※指定地域については別添の地図を参照。